

改正	昭和55年8月12日規則第101号	昭和56年6月22日規則第55号
	昭和57年6月17日規則第81号	昭和59年3月1日規則第9号
	昭和59年11月19日規則第117号	昭和60年11月7日規則第87号
	昭和61年1月16日規則第5号	昭和61年3月13日規則第14号
	昭和61年11月4日規則第98号	昭和62年10月15日規則第83号
	昭和63年8月31日規則第99号	昭和63年12月1日規則第109号
	平成元年12月4日規則第116号	平成2年8月16日規則第44号
	平成3年7月9日規則第51号	平成4年10月20日規則第93号
	平成4年12月11日規則第100号	平成8年6月7日規則第59号
	平成8年11月29日規則第93号	平成10年10月27日規則第141号
	平成11年7月30日規則第97号	平成12年3月24日規則第36号
	平成12年6月23日規則第244号	平成13年9月28日規則第108号
	平成14年12月27日規則第117号	平成15年6月10日規則第71号
	平成18年3月31日規則第35号	平成20年3月31日規則第64号
	平成21年6月26日規則第65号	平成22年2月12日規則第5号
	平成22年3月24日規則第17号	平成22年3月31日規則第45号
	平成23年6月28日規則第40号	平成24年11月16日規則第81号
	平成28年5月20日規則第74号	平成29年3月31日規則第41号
	平成30年3月30日規則第32号	令和3年3月31日規則第34号
	令和4年9月16日規則第58号	

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則をここに公布する。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則

（貸付け）

第1条 道は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」と総称する。）を、農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表第1号の項から第7

号の項までに掲げる資金に限る。)を貸し付ける。

一部改正〔平成8年規則55号・21年65号・23年40号・24年81号〕

(経営等改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間等)

第2条 道が貸し付ける経営等改善資金の種類並びに一の沿岸漁業従事者等、一の認定中小企業者又は一の促進事業者ごとの貸付金の限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

経営等改善資金の種類	貸付金の限度額	償還期間等
<p>1 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金(操船作業省力化機器等設置資金)</p>	<p>500万円(自動操だ装置を設置する場合にあつては1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合にあつては1台につき50万円、サイドスラスターを設置する場合にあつては1台につき400万円、レーダーを設置する場合にあつては1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合にあつては1台につき130万円)</p>	<p>7年以内 (据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法第14条第2項及び第3項に規定する政令で定める期間が適用される場合(以下「農商工等連携促進法の特例の場合」という。))並びに六次産業化法第11条第2項及び第3項に規定する政令で定める期間が適用される場合(以下「六次産業化法の特例の場合」という。))にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。)、農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する政令で定める期間が適用される場合(以下「農林漁業バイオ燃料法の特例の場合」という。))にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。))</p>
<p>2 動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金(漁ろう作業省力化機器等設置資金)</p>	<p>500万円(動力式つり機を設置する場合にあつては1件につき500万円、ラインホーラー等の揚縄機を設置する場合にあつては1台につき120万円、ネットホーラー等の揚網機を設置する場合にあつては1台につき120万円、巻取りウインチを設置する場合にあつては1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合にあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置を設置する場合にあつては1台につき500万円、海水冷却装置を設置する場合にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置を設置する場合にあつては1台につき300万円、漁</p>	<p>7年以内 (据置期間1年以内を含む。)(農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間3年以内を含む。))、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあつては9年以内(据置期間1年以内を含む。))</p>

	<p>業用ソナーを設置する場合にあっては1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合にあっては1台につき150万円、潮流計を設置する場合にあっては1台につき500万円)</p>	
<p>3 前2号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金（補機関等駆動機器等設置資金）</p>	<p>500万円（補機関（動力取出し装置付推進機関を含む。）を設置する場合にあっては1台につき400万円、油圧装置を設置する場合にあっては1台につき500万円）</p>	<p>7年以内 （据置期間1年以内を含む。）（農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあっては9年以内 （据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））</p>
<p>4 推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金（燃料油消費節減機器等設置資金）</p>	<p>2,500万円（漁船用環境高度対応機関を設置する場合にあっては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては1セットにつき1,300万円）</p>	<p>7年以内 （据置期間1年以内を含む。）（農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあっては9年以内 （据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては9年以内（据置期間1年以内を含む。））</p>
<p>5 農林水産大臣の定める基準に基づき、農林水産大臣の定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣の定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（新養殖技術導入資金）</p>	<p>400万円（農林水産大臣の定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣の定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うもの（そのものが団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、そのものが会社である場合にあつてはその会社）1人又は1社につき400万円）</p>	<p>4年以内 （据置期間2年以内を含む。）（農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあっては5年以内 （据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては5年以内（据置期間2年以内を含む。））</p>
<p>6 農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金（資源管理型漁業推進資金）</p>	<p>1,200万円</p>	<p>10年以内 （据置期間3年以内を含む。）（農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあっては12年以内 （据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。））</p>

7 農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金（環境対応型養殖業推進資金）	2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組に必要な機器等（資材を含む。）を購入又は設置する場合にあっては、1,200万円）	10年以内 （据置期間3年以内を含む。）（農商工等連携促進法の特例の場合及び六次産業化法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては12年以内（据置期間3年以内を含む。））
8 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金（乗組員安全機器等設置資金）	150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
9 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金（救命消防設備購入資金）	130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては1件につき30万円）	救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては2年以内、イーパブ、レーダートランスポンダ又は小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては5年以内
10 漁獲物の横移動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金（漁船転覆防止機器等設置資金）	150万円（漁獲物の横移動防止装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあっては100万円）	5年以内 （据置期間1年以内を含む。）
11 レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金（漁船衝突防止機器等購入等資金）	120万円（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円）	5年以内
12 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金（漁具損壊防止機器等購入資金）	漁具の標識（灯火付ブイ又はレーダー反射器付ブイに限る。）を購入する場合において、個人にあっては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1団体又は1社につき130万円	5年以内
13 貝類の採捕を効率化するための機器等の購入に必要な資金（噴射式貝類採取機器等購入資金）	150万円（ガソリンエンジンを装備する機器を購入する場合にあっては1台につき100万円、ジーゼルエンジンを装備する機器を購入する場合にあっては1台につき150万円）	5年以内 （据置期間1年以内を含む。）
14 人工塩水冷却機その他の生鮮魚介類を処理するための機器の購入に必要な資金（生鮮	生鮮ウニを主対象とする機器を購入する場合にあっては30万円（人工塩水等冷却機を購入する場	5年以内 （据置期間1年以内を含む。）

魚介類衛生処理機器購入資金)	合にあっては1台につき15万円、紫外線殺菌機を購入する場合にあっては1台につき30万円)、その他の生鮮魚介類を主対象とする機器を購入する場合にあっては350万円(人工塩水等冷却機を購入する場合にあっては1台につき300万円、紫外線殺菌機を購入する場合にあっては1台につき200万円、ろ過器を購入する場合にあっては1台につき75万円)		
15 昆布整列器の購入に必要な資金(昆布整列器購入資金)		15万円	3年以内
16 定置網用無線遠隔式魚群探知器の購入に必要な資金(定置網用無線遠隔式魚群探知器購入資金)		380万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)
17 環境保全型ガソリン船外機(4サイクル)の設置に必要な資金(環境保全型ガソリン船外機(4サイクル)設置資金)		260万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)
18 省燃油・省力型コンブ用乾燥機器等の設置に必要な資金(省燃油・省力型コンブ用乾燥機器等設置資金)		300万円	5年以内 (据置期間1年以内を含む。)

一部改正〔昭和55年規則101号・56年55号・57年81号・59年9号・117号・60年87号・61年5号・14号・98号・62年83号・63年109号・平成元年116号・2年44号・3年51号・4年93号・8年59号・93号・10年141号・11年97号・12年244号・13年108号・14年117号・18年35号・21年65号・22年5号・23年40号・24年81号〕

(生活改善資金の種類・貸付限度額及び償還期間)

第3条 道が貸し付ける生活改善資金の種類並びに一の沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

生活改善資金の種類	貸付金の限度額	償還期間
1 生活の合理化に資する設備又は装置で次に掲げるものの設置に必要な資材の購入に必要な資金(生活合理化設備資金)		
(1) し尿浄化装置又は改良便所	30万円	3年以内
(2) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)	10万円	2年以内
(3) 太陽熱利用温水装置	10万円	2年以内
2 家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金(住居利用方式改善資金)	150万円	7年以内
3 婦人又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動	沿岸漁業の従事者の組織する団体一につき80万円	3年以内

<p>の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕若しくは養殖若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金（婦人・高齢者活動資金）</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

一部改正〔昭和55年規則101号・59年9号・平成4年100号・13年108号・21年65号〕

（青年漁業者等養成確保資金の種類、貸付限度額及び償還期間等）

第4条 道が貸し付ける青年漁業者等養成確保資金の種類並びに一の沿岸漁業従事者等ごとの貸付金の限度額及び償還期間等は、次の表のとおりとする。

青年漁業者等養成確保資金の種類	貸付金の限度額	償還期間等
1 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣の定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金（研修教育資金）	180万円（国内研修を受ける場合にあっては1人につき180万円（月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最大とする。）、国外研修を受ける場合にあっては1人につき100万円）	5年以内 （据置期間1年以内を含む。）
2 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金（高度経営技術習得資金）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体につき150万円	5年以内
3 農林水産大臣の定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（漁業経営開始資金）	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体につき2,000万円（知事が定めるものの場合にあっては、5,000万円）（一の区分された沿岸漁業部門の経営を開始する場合にあっては、800万円）	10年以内 （据置期間3年以内を含む。） （農林漁業バイオ燃料法の特例の場合にあっては、12年以内（据置期間3年以内を含む。））

一部改正〔平成8年規則59号・93号・12年244号・13年108号・21年65号〕

（貸付金の合計額の限度）

第5条 一の沿岸漁業従事者等、一の認定中小企業者又は一の促進事業者に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は、5,000万円とする。ただし、特別な理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

一部改正〔平成8年規則59号・13年108号・21年65号・23年40号〕

（借受資格）

第6条 沿岸漁業改善資金の借受者である資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 沿岸漁業の従事者である個人
  - (2) 沿岸漁業の従事者である個人の組織する団体
  - (3) 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの
  - (4) 認定中小企業者
  - (5) 促進事業者
- 2 前項に規定する「沿岸漁業」とは、無動力漁船若しくは総トン数20トン未満の動力漁船を使用して、又は漁船を使用しないで行う次に掲げる事業をいう。
- (1) 水産動植物の採捕の事業
  - (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業（前号に該当するものを除く。）

(3) 水産動植物の養殖の事業

3 第1項第2号の借受者である資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業の生産、漁業技術の改善等を共同して行うこと又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金に係る場合にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

(2) 団体の規模、内容等が水産業普及指導員の普及指導の対象として適当と認められるものであること。

(3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

一部改正〔昭和55年規則101号・平成8年59号・13年108号・20年64号・21年65号・22年17号・23年40号〕

(担保又は保証人)

第7条 貸付けを受けようとするものは、2人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 貸付けを受けようとするものが団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 資金の貸付けを受けようとするものが、所定の連帯保証人を立てることができないと道が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付けを受けようとするものは、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

4 道は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けたものに対し、保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

5 前項の担保は、資金により導入した機械、施設を優先するものとする。

一部改正〔平成8年規則59号・21年65号〕

(貸付資格の認定等の申請)

第8条 法第7条第1項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けようとするものは、貸付資格認定申請書（別記第1号様式）に法第2条第2項に規定する経営等改善措置（以下「経営等改善措置」という。）、同条第3項に規定する生活改善措置（以下「生活改善措置」という。）又は同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保措置（以下「青年漁業者等養成確保措置」という。）に関する計画書（別記第2号様式）その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請が農商工等連携促進法第14条第2項に規定する資金に係るときにあつては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画の計画書の写しを、当該申請が農林漁業バイオ燃料法第10条に規定する資金に係るときにあつては農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画の計画書の写しを、当該申請が六次産業化法第11条第2項に規定する資金に係るときにあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画の計画書の写しを添えて提出しなければならない。

2 貸付けを受けようとするものは、前項の貸付資格認定申請書と併せて貸付申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則65号・23年40号・24年81号・令和4年58号〕

(貸付資格の認定等)

第9条 知事は、前条第1項の貸付資格認定申請書及び同条第2項の貸付申請書の提出があつたときは、速やかに、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定及び貸付けの決定をしたときは貸付資格認定書（別記第4号様式）及び貸付決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付し、貸付資格の認定及び貸付けを行わない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成21年規則65号・令和4年58号〕

(借用証書)

第10条 申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受けたときは、借用証書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和4年規則58号〕

(事業の完了期限及び完了報告)

第11条 貸付けを受けたものは、貸付金の交付後3月(漁業経営開始資金に係る場合にあっては、6月)以内に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難な場合において、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 貸付けを受けたものは、事業の完了後20日以内に事業実施報告書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則65号・令和4年58号〕

(貸付資格の認定の取消し)

第12条 知事は、第9条第1項の貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、貸付けを受けたものが経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を達成する見込みがなくなったと認められるときは、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消し、貸付資格認定取消通知書(別記第8号様式)を貸付けを受けたものに交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができる。

追加〔令和4年規則58号〕

(支払の猶予の申請)

第13条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を受けようとするものは、支払猶予申請書(別記第9号様式)に知事が指定する者の証明書を添えて、支払期日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則65号・令和4年58号〕

(支払猶予の決定等)

第14条 知事は、前条の支払猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、支払の猶予をすることが相当であると認めるときは、直ちに支払猶予の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定をしたときは支払猶予決定通知書(別記第10号様式)を申請者に交付し、支払猶予をしない旨の決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、法第11条の違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第15条 道は、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を北海道信用漁業協同組合連合会に委託することができる。

一部改正〔平成21年規則65号〕

(書類の経由等)

第16条 この規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出するものの住所地をその地区に含む水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)がある場合にあっては、当該漁業協同組合を経由しなければならない。

2 前項の書類を受けた漁業協同組合は、当該書類を当該漁業協同組合の地区を含む区域を所管する総合振興局長又は振興局長に送付するものとする。

一部改正〔平成12年規則36号・15年71号・21年65号・22年45号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成23年規則40号〕

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第1条第1項各号のいずれかに該当する者が平成31年3月31日までに貸付けを受ける沿岸漁業改善資金についてのこの規則の規定の適用については、第1条中「(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)並びに」とあるのは「(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、」と、「(平成23年農林水産省令第7号)」とあるのは「(平成23年農林水産省令第7号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助



成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）」と、第2条の表中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年」とあるのは「5年」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」と、第3条の表中「3年」とあるのは「6年」と、「2年」とあるのは「5年」と、「7年」とあるのは「10年」と、第4条の表中「5年」とあるのは「8年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。

追加〔平成23年規則40号〕、一部改正〔平成28年規則74号・29年41号・30年32号〕

附 則（昭和55年8月12日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年6月22日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月17日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月1日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年11月19日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年11月7日規則第87号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則により貸し付けられているロラン受信機設置資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年1月16日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月13日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年11月4日規則第98号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則により貸し付けられているカラー魚群探知機設置資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年10月15日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年8月31日規則第99号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までの間使用することを妨げない。

附 則（昭和63年12月1日規則第109号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年12月4日規則第116号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月16日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年7月9日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月20日規則第93号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸付したデッキ受信機を設置する場合の操船作業省力化機器等設置資金及び低燃費機関を設置する場合の燃料油消費節減機器等設置資金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月11日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月7日規則第59号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付された沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による

附 則（平成8年11月29日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月27日規則第141号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付された沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月30日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日規則第36号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月23日規則第244号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成12年5月17日以後に知事が貸付決定をした沿岸漁業改善資金から適用する。

附 則（平成13年9月28日規則第108号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸付された沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月10日規則第71号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成18年3月31日規則第35号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第64号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第65号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年2月12日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成23年6月28日規則第40号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項の規定は、平成23年3月11日から適用する。この場合において、同日からこの規則の施行の日の前日までの間における同項の規定の適用については、同項中「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」とあるのは「（平成20年農林水産省令第48号）」と、「（平成23年農林水産省令第7号）」とあるのは「（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）」とする。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、改正後の規則附則第2項の規定を除き、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成24年11月16日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月20日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和4年9月16日規則第58号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の規定に基づき貸し付けされた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

別記第1号様式

（第8条関係）

追加〔令和4年規則58号〕

別記第2号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和55年規則101号・59年117号・63年99号・平成4年100号・8年59号・11年97号・15年71号・20年64号・21年65号・23年40号・令和4年58号〕

別記第3号様式

(第8条関係)

一部改正〔昭和59年規則117号・63年99号・平成8年59号・12年36号・21年65号・令和3年34号・令和4年58号〕

別記第4号様式

(第9条関係)

追加〔令和4年規則58号〕

別記第5号様式

(第9条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成8年59号・21年65号・22年45号・令和3年34号・4年58号〕

別記第6号様式

(第10条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成8年59号・12年36号・21年65号・22年45号・令和3年34号・4年58号〕

別記第7号様式

(第11条関係)

一部改正〔昭和55年規則101号・61年98号・63年99号・平成4年100号・21年65号・22年17号・令和3年34号・4年58号〕

別記第8号様式

(第12条関係)

追加〔令和4年規則58号〕

別記第9号様式

(第13条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成8年59号・12年36号・21年65号・22年45号・令和3年34号・4年58号〕

別記第10号様式

(第14条関係)

一部改正〔昭和63年規則99号・平成8年59号・21年65号・令和3年34号・4年58号〕